



さいたま市介護支援専門員協会
ロゴマーク

STARTER

Vol.34

2014年夏号

会長挨拶

宮本 好彦 (三恵苑在宅介護支援センター)

5月17日の総会にて会長職の指名、承認を受け就任いたしました。今年度も皆さんの熱意に連動して務めさせていただきますので、よろしくご指導のほどお願い申し上げます。

昨年度も業務で多忙のなかボランティアでお世話してくださった役員の方々のおかげで、隔月の全体研修や定例の施設ケアマネ向け研修及び各区活動を計画通り実施いたしました。企画から講師との打ち合わせ、会場取りや案内書作成及び当日の進行などご苦労をおかけしております。また、シニアサポートセンター主催の

各会議出席、執行部役員においてはサービス事業者連絡協議会や医師会及び行政との会議等、連携が深まるにつれ夜間なども多くの時間を割いて尽力いただきました。この場を借りて会員の皆様にもご報告し、敬意を表します。

さて今年度も全体研修、各区活動の事業計画についてはすでに稼動しています。情報共有や横のつながりを主にしてきた各区活動について、これまでのサポートタイプな内容から今後は専門性を深めるようなクリエイティブな活動になれればと思います。全体研修につい

ては仕事の幅と質を上げつつ、やはりモチベーションの維持・向上が図れるものを開催してまいります。

医療と介護の連携と言われそれなりの時間が経ちました。そもそも、連携をするための医療機関からの求めに応じられる専門性を私たちは持ち合わせているでしょうか。「地域包括ケア計画」とも銘打った第6期介護保険事業計画の施行に向けて、各方面で繋ぎ役となる私たちケアマネジャーには更なる専門性の探求が必須だと思います。そこで今年度はさいたま独自の事例検討会を始動します。数年前から試行的に行ってきたてきでしたが、一昨年には県の更新研修プログラムにも採用された内容です。ぜひ



とも積極的にご参加ください。一方で、ガス抜きは大事です。小さな単位でも大人数でも会員同士の懇談会などは、役員に限らずどなたからの発信でも構いませんので、どんどん行ってください。そして開催の際は私も誘ってください。よろしくお待ちしております。

さいたま市介護支援専門員協会

「平成26年度 通常総会」

開催日時 平成26年5月17日（土） 13時45分～14時50分（通常総会）
開催場所 さいたま共済会館 6階 601 第1ホール

5月17日（土）さいたま共済会館において「平成26年度さいたま市介護支援専門員協会通常総会」が開催された。

現在の会員総数は、260名、今年度の通常総会は、出席者と委任状を含め176名で、会則第20条第1項の会員過半数の同意を満たしており、総会は成立した。

来賓には、さいたま市保健

福祉局長 大塔幸重氏

をはじめ、行政からも多数のご出席をいただいた。また関係諸団体より、さいたま市介護保険サービス事業者連絡協議会 新井優氏にもご出席をいただいた。行政を代表して大塔氏からご挨拶をいただいた。

埼玉県は日本で一番高齢化の進行が早く、75歳以上の高齢者人口が急激に増加すると見込まれている。さ



護保険事業計画を策定し、高齢期を迎えても安心して生活できる地域社会の実現に向けた計画づくりを進めていきたい」と述べられた。

また、来年度の介護保険制度改正は、平成18年度の地域包括支援センターの設置、介護予防サービスなどの地域支援事業の創設に匹敵するよう大きな改正を予想しており、「介護保険事業も含めた高齢者施策の推進には、さいたま市介護支援専門員協会のご理解とご協力が不可欠。貴会は、日頃から会員の専門的知識の向上やネットワークづくりとして、研修会等で課題や問

題の共有化を図っており、さいたま市としても大変心強い。引き続きご利用者のサービス向上、市や他の事業者との連携協力をより一層進め、さいたま市の介護高齢者施策のさらなる発展にご協力いただきたい」と述べられた。

議事進行は、三恵苑在宅介護支援センター 宮本好彦氏が議長となり、すべての議案（議案第1号から3号）について滞りなく承認された。

「議案第1号」 平成25年度事業報告・収支決算報告
「議案第2号」 会則の一部変更及び平成26年度役員選出

「議案第3号」 平成26年度事業計画・収支予算

会長には、宮本好彦氏が前年度に引き続き選任され、今年度は、協会において組織体制の編成を行い、新たな船出となった。

さいたま市介護支援専門員協会「ロゴマーク」（広報誌表紙に掲載）は、さいたま市各区の十色を使用し、「人が支え合い、皆で力を合わせ色とりどりの花を咲かせよう」「ネットワークの和」の意味を込めている。思いを確かめ合い26年度の幕が開けた。

平成26年度 第1回全体研修

「シニアの見方」と「シニアの味方」

―介護の少し手前のシニア市場を考える―

開催日時 平成26年5月17日（土） 15時00分～16時45分
開催場所 さいたま共済会館 6階 601 第1ホール

本年度 第1回目の全体研修は「シニアの見方」と「シニアの味方」―介護の少し手前のシニア市場を考える―をテーマに文京学院大学経営学部教授 櫻澤仁氏をお招きし、

要支援認定を受ける一歩手前の高齢者、元気シニアと社会情勢についてご講義いただいた。

祉推進委員会などの埼玉県内関連の様々な公職に就き、過去15年間にさいたま市在住の5000人の高齢者に講演した経験やご両親の介護を通して、見聞きした感じたことや元気シニアの様々な見方、元気シニアを取り巻く現在から今後の社会的な動きをお話しいただいた。

両親の介護を通じ、介護保険サービスを利用し、自分より若い人にサポートを受ける

現実を目の当たりにし、申し訳ないという自責の念や、信用しなくてはという思いがあった。またサービス事業所を選ぶにあたっては、サービスやスキルの標準化の必要性を感じたという。

現在の日本人の平均年齢は48歳だが、日本人がイメージしている平均年齢は52歳で社会的に疲れているイメージを持つている人が多い。サザエさんの父、波平さんと漫画「社長 島耕作」の年齢を比較し、波平さんは55歳、島耕作が社長になったのは65歳と一昔前のシニア世代と今のシニア

ア世代を比べると、10歳は若くなっているという。今のシニアは歩くスピードが速くなり、知的センスが高くスマートで、大きな輪で群れるよりも独自情報重視の小さい輪での行動が多い。退職時の挨拶

文も以前は再就職したという文面が多かったが、「老いてますます意気揚々、生涯現役」等、やりたいことを楽しむという文面が多くなり、高齢新人類が増加中であることを感じる。シニアのタイプは4つに分類でき、庭いじり等が好きな「オールドファッション型」、民生委員等自治会活動

が顕著にみられている。団塊の世代が定年を迎え、シニア市場が急速に膨張するといわていたが、実際にはそうではなかった。

企業はシニアを弱者とは見ておらず、「気持ちの若さ」と「老いの自覚」の重複部分の健康意識にくすぐりを入れたビジネス展開や、シニアを消費者と位置づけるビジネス、シニアを働き手として捉える人材活用ビジネス等のアクティブシニアを取り込むビジネス、また2030年には独居高齢者が4割になることを見据えた生前の孤独を救済すべく、生き生きと過ごすためのビジネスが展開され始めている。

ティグループ型」、アウトドア等新しい生きがいをつくる「チャレンジライフ型」、「エンジョイライフ型」に分けられ、前出2型を従来型、後出2型を新人類型ということのこと。

中高年の幸福感は夫婦関係も「共に一緒に」という考えから、「各自で互いに」という変化があり、女性は人付き合いが増加するが、男性は減少する男女差

仕組みをいろいろと考えているという。

例えば、公民館で高齢者向けメイクイベント開催し、仲間作り支援をし、みんなで綺麗になってバスで買い物に行くというサークル活動と、消費する機会を作る等のニーズの必要な世代が、共通して必要なサービスを仲間と受けることができる等の「高齢化のチェン化」が進むのではないかとのこと。

新しいシニアの高齢者像を踏まえて、各々の個別化された気持ちや話しを聞き、対応する必要性が強くなるのではないか・重要なキーワードは、男女差がある孤独な男性

が多いということから「つながり」、自分の評価を求めているという観点から「認めて欲しい」、「自己実現の欲求を満たす」などが挙げられ、シニアの気持ちを知り、シニアの味方になって欲しいとの話

で幕を閉じた。

これから増えていく新シニアの特徴を踏まえて、シニアビジネスを社会資源の一つと捉え、介護保険サービスのみならず上手に活用し、新シニアが自己選択・自己実現できるように支援し、自分らしい生き生きと充実した生活を送りながら、介護予防につなげていけるよう支援していく必要性を学んだ研修であった。

桜区・西区 活動報告

「ケアマネトーーク」

開催日時 平成26年6月20日(金) 16時00分～17時30分

開催場所 特別養護老人ホームさいたまロイヤルの園

今回は、桜区・西区合同でまずはお互いの地域を知ってもらうため、「ケアマネトーーク!」と題して、各グループごとに自分の事業所周辺の地域性や事業所の特色、自分の

強み・弱みを挙げ話し合っていた。次に「各グループ内お悩み相談会!」と題して、個々の弱みや悩みを取り上げ、続いて「各グループお悩み仕分け!」と題し、①この場で





マネ同士の人間関係がストレス・・・」など。「お悩み相談」では、認知症、独居、精神疾患などのケースや、地域との繋がりについてなどが挙げられる。「お悩み仕分け」では、グループの中で解決したものも多く、「話を聞いてもらえるとストレスがたまらない」「お互いに良い所、悪い所を気付かされる」など、ケアマネとしての姿勢や業務の確認の場としてサロンに参加され

ていることがうかがえた。市に掛け合いたいものでは、24時間定期巡回で痰吸引してくる事業所がなく困っている、独居の方の救急対応、「課題整理総括表」について、他多数挙げられた。

本日の参加者全員で、次回サロンで取り上げたいプレゼン決定とまでは行かなかったが、参考にさせていただきたいと考えている。

緑区 活動報告

「緑太郎ケアマネお茶会開催」

開催日時 平成26年6月30日（月） 14時00分～16時00分
開催場所 居宅支援事業所 おふくろさん 集会所



6月30日、居宅支援事業所 おふくろさんの集会所にて、緑区のケアマネサロン「緑太郎ケアマネお茶会」が開催された。

緑区のケアマネ協会活動をもっと活性化していこうということで、緑区役所から区のマスコット「緑太郎」の使用承諾をいただいた。

お茶会には役員を含めて10人のケアマネジャーに参加し

ていただいた。参加者は、不思議なことに全員「一人ケアマネ」。お茶を飲みながら情報交換や、日頃の業務をどのようになっているかなどの意見交換を行ったり、こぼれ話で笑ったりと充実した2時間となった。

一人ケアマネの心強い絆を感じる一方、今回は複数人いる居宅のケアマネジャー・施設のケアマネジャーにも参加していただき、交流を深めお互いの向上につながれば更に良い会になると思います。

では次回、緑区のケアマネさん、緑区以外のケアマネさ



さんも是非「緑太郎ケアマネサロン」に参加してください！

施設ケアマネサロンの報告

「事前アセスメント

～あなたの施設ではどうしていますか？」

開催日時 平成26年6月28日（土） 13時30分～15時30分
開催場所 特別養護老人ホーム浦和しづや苑 地域交流ホール（緑区）

～フリートークによる情報交換会～

恒例の施設ケアマネサロンですが、今回は施設に勤務す

る介護支援専門員及び施設職員であれば非会員の方でも参加できる、オープン形式で実施。30名の方が参加した。

施設サービス導入に際しての面談における情報収集・ア

地域の特性については、高齢者人口は西区の方が多く、単身高齢者は桜区の方が約300人多く、サービス事業所については、特養、老健が桜区2件ずつに対し西区特養8件、老健6件、有料老人ホームやグループホームなどの施設、通所介護事業所が西区の方が圧倒的に多いことがわかった。

「事業所の強み・弱み」では1人ケアマネや反対に5人以上のところもあり、それぞれに「1人で不安：」「ケア

解決できるもの、②研修会で

取り上げたいもの、③市に掛け合いたいもの、に分類。最後に「各グループお悩み発表！」となった。

セメントをテーマにフリー

トークでの情報交換会とした。

6〜7名のグループで行い、最後にどのような話題が出たのかを発表して頂いた。他の施設のアセスメント用紙を見る機会はありませんので、参考になった。如何に家族の協力を得ながらサービスを提供していくことが大切かということに改めて気づいた。施設内でも職種が違々とコミュニケーションが取りづらい場面がある、などの話題が発表された。

アンケートからは、「他の施設の話聞いて良かった」との意見が大多数を占めたが

「施設ケアマネは狭い世界で働いているので、これからも

このような集まりがあれば参加したい」、「どこの施設でも同じようなことで困っているのではないかと思った」などの感想が聞かれた。

所属施設の内訳では、特養が11名と多く、次いで有料ホームの8名、グループホームの5名が目立つ数字であった。

最後に、数名の方からの入会希望を受付けたことを報告する。



第1回 事例検討会

「リフレクションを用いて、事例検討」

開催日時 平成26年6月24日（火） 18時00分〜21時00分

開催場所 武蔵浦和コミュニティセンター 第4会議室

今年度は、経験年数に応じ

て事例検討会を3回予定しており、第1回目は、主任ケアマネジャーを対象にリフレクションを用いた事例検討を開催した。参加者は自分を高めようと意欲的で、定員を超えるほどの申し込みがあった。

※参加者30名

内容は、事例を通して経験を振り返り、援助技術のスキルアップができるリフレクション。始めはリフレクションの概要に関する講義を行い、その後2人一組で自分にとって影響を与えた人物、事象を取り上げてリフレクションを行った。次にリフレクションの仕組みを理解したところで、実際に何の資料も準備しないで、各々がもっている「少し気になった事例」「困難事例」「すっきりしない

事例」を基に、リフレクションを行った。

この事例検討会の目的は、事例を課題として取り上げるのではなく、事例（エピソード）を通して「自分がその時どう感じたか、自分自身を検討すること、自己覚知」がねらい。参加者のこのころの準備と負担を軽減するため、その場で記入、一言でも可能とし、2人一組による「話す・聞く」ことからお互いに理解を深められる。またアセスメント力、説明能力、共感する力にもつながる。

普段、事業所で行っている事例検討の手法とは異なり、「自分自身を振り返り、感じ、考えること」が目的で、参加者からは「援助力のバージョンアップ、ケアマネストレスの解消につながる」との声が

あった。

研修・ネットワーク推進副委員長の保坂由枝氏、南区幹事の小澤洋子氏より、「このリフレクションを通し、ケースの宝として事例集を作り、ケアマネジャーへの自己研鑽に繋がるものになれば」と提案があった。今後、この提案に同意する参加者を募り、「事例集」を作るという新たな取り組みが始まる。



平成 26 年度
さいたま市介護支援専門員協会【年間事業計画】

月	全体・執行部主催研修 内容	幹事会活動・ 研修内容	施設ケアマネ研修 内容	事例検討	研修・ネットワーク推進委員会 広報委員会	役員会
4 月						執行部会 役員会
5 月	通常総会 第 1 回全体研修「基調講演」 (講師 櫻澤 仁氏)				広報委員会 研修ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会
6 月				事例検討会	広報委員会 研修ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会
7 月	第 2 回全体研修 「専門関連分野の研修」		施設ケアマネ活動		広報委員会 研修ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会
8 月				事例検討会	広報委員会 研修ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会
9 月	第 3 回全体研修 「医療関連分野の研修」		第 1 回施設ケアマネ研修		広報委員会 研修ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会
10 月		各区活動		事例検討会	広報委員会 研修ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会
11 月	第 4 回全体研修 「連携関連分野の研修」				広報委員会 研修ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会
12 月					広報委員会 研修ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会
1 月	第 5 回全体研修 「制度関連分野の研修」				広報委員会 研修ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会
2 月			第 2 回施設ケアマネ研修 「講義」 (講師：峯尾武巳氏)		広報委員会 研修ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会
3 月	第 6 回全体 (行政合同) 研修 「講演」				広報委員会 研修ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会
備考	協賛研修として、医師会・さいたま市介護保険サービス事業者連絡協議会等協賛研修					

さいたま市介護支援専門員協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、さいたま市介護支援専門員協会とする。

(目的)

第2条 本会は、介護支援専門員の資質の向上と介護支援専門員間のネットワーキ化を図ることにより、介護支援業務の円滑な推進に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 介護支援専門員の専門的知識及び技術の向上に関すること。
- (2) 介護支援専門員間のネットワークの構築に関すること。
- (3) 介護支援専門員の業務を遂行するうえで必要となる情報の収集と提供に関すること。
- (4) 上記に掲げるもののほか目的を達成するために必要なこと。

第2章 会員

(会員及び賛助会員)

第4条 本会は会員及び賛助会員（以下「会員等」という。）をもつて構成する。

2 会員は、次に掲げるものであって第2条の目的に賛同する者とする。

- (1) さいたま市に住所又は勤務先を有する介護支援専門員実務研修受講試験合格者であつて、実務研修を終了している者。又は入会年度内に実務研修を終了する見込みの者。
- (2) その他本会が特に入会を認めた介護支援専門員。

3 賛助会員は、次に掲げるものであつて第2条に掲げる目的に賛同する者とする。

- (1) 企業・民間業者等の団体組織に所属する個人
- (2) 学識経験者
- (3) その他本会が入会を認めた者。

(入会)

第5条 本会に入会を希望する者は、会費を添えて入会申込書を本部事務局に提出し、役員会の承認を得なければならない。

2 入会申込書による登録事項に変更があつた場合には、本部事務局に書面により届け出なければならない。

(会費)

第6条 会員は会費を納入しなければならない。

2 会員の会費の額は、1人年額5,000円とする。但し、年度後期（10月1日以降）入会者は2,500円とする。

3 賛助会員の会費の額は、1人年額5,000円とする。但し、年度後期（10月1日以降）に入会した場合についても同額とする。

4 会費の納入方法は、指定の口座振込みとする。

(退会)

第7条 会員等は、退会しようとするときは、本部事務局に書面によりその旨の申し出を行い届けなければならない。

なければならない。

2 会員等が死亡したときは、退会したものとみなす。

3 正当な理由がなく前条に規定する会費を1年以上納入しなかったとき。

(除名)

第8条 会員等が次の各号のいずれかに該当するときは、会長は、役員会の協議を経て、本会から除名することができる。但し、その場合には、当該会員に対して弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の運営に著しい支障を与えた場合
- (2) 本会の名誉を著しく傷つけ、又は会則及び倫理に反する重大な行為のあつた場合

(抛出金品の不返還)

第9条 退会し、又は除名された会員等が既に納入した会費、その他抛出金は返還しない。

第3章 組織

(役員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 研修・ネットワーク推進委員長 | 1名 |
| (5) 広報委員長 | 1名 |
| (6) 各区の代表幹事 | 10名 |

2 本会の役員は、会長、副会長、事務局長、研修ネットワーク推進委員長、広報委員長、各区居宅介護支援専門員並びに施設介護支援専門員を代表幹事とし、総会において会員の中から選出する。

3 会長は役員会で選出し総会で承認する。

4 副会長、事務局長、研修ネットワーク推進委員長、広報委員長、各区居宅ケアマネ幹事会並びに施設ケアマネ幹事会の代表幹事は会長が指名し、総会で承認する。

5 監事は2名とし、総会において役員以外から選出する。

(職務)

第11条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時、会長に事故がある時、会長が欠けた時は、その職務の代行を行う。この場合において、職務を代行する副会長は、あらかじめ会長が指名するものとする。

3 事務局長は、本会の運営業務を遂行する。

4 役員は、役員会を構成し、会務の執行を決定する。さらに、役員のうち、第10条1項の(1)から(5)については、執行部を組織して、運営の中核となる。

5 研修ネットワーク推進委員長は、研修ネットワーク推進副委員長並びに、第10条1項の(1)から(4)並びに、会長より氏名された居宅各区並びに施設代表者と研修ネットワーク推進委員会を構成し、研修計画、研修会の開催、講師依頼の調整を行う。又、各区より研修会の希望があった場合、研修ネットワーク推進委員会と協議の上、研修計画の調整及び把握に努める。

6 広報委員長は、広報副委員長と広報委員会を構成して、協会の広報活動を行う。又、各区居宅並びに施設広報委員会からの各区居宅並びに施設の活動状況を把握し、広報誌の発行、協会の普及・PR活動に努める。

7 各区居宅ケアマネ幹事会並びに施設ケアマネ

幹事会(以下区内並びに施設という)の代表幹事は、副幹事と連携し活動の中心となる。又、会長より氏名された代表者は、研修ネットワーク推進委員として委員会に参加し、連携に努める。区内並びに施設での活動を行う際は、活動計画の企画や調整を行い、区内並びに施設の会員へ連絡を行う。但し、区内並びに施設の会員の規模や代表幹事、副幹事のみで円滑な活動が困難な場合は、代表幹事の判断で区内並びに施設活動に協力できる会員を指名し、協力を得ることとする。

8 監事は、本会の会計及び業務の執行を監査する。

(任期)

第12条 役員の任期は、1年とする。但し補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任することができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第13条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、任期の途中であっても総会の評決により解任することができる。

(1) 心身の故障等のため職務の執行に耐えられないと認められるとき

(2) 役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(補助組織の設置等)

第14条 会長は、役員会の承認を得て、委員会、専門部会等の補助組織を設置することができる。

(事務局)

第15条 本会の事務局は、さいたま市北区日進町2

丁目1864-10 JS日進 さいたま市社会福祉協議会内に置く。

(顧問)

第16条 本会に専門的な知識のサポートを目的に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会員以外の者を充てることができる。

3 顧問は、学識経験者、保健・医療・福祉経験者等、本会の運営に指導・助言者として貢献することとして、役員会において役員の承認のもと決定する。

第4章 会議

(種別及び構成)

第17条 本会の会議は、総会及び役員会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、会員をもって構成し、役員会は、役員をもって構成する。

(権能)

第18条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 予算及び決算に関する事項

(3) 会則の改正に関する事項

(4) その他、本会の円滑な運営に関する重要な事項

2 役員会は、次の事項を協議執行する。

(1) 総会に付議する事項

(2) 総会において議決した事項の執行に関すること

(3) その他、本会の円滑な運営に関する事項

(招集及び開催)

第19条 総会の会議は会長が招集し、その議長となる。

2 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して文書をもって通知する。

3 通常総会は、毎年1回開催する。

4 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、又は総会員の4分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

5 役員会は、必要とき随時開催する。

(客足数及び議決条件)

第20条 会議は、総会においては会員、役員会においては役員のそれぞれ2分の1以上の出席によって成立し、出席者の過半数の同意をもって議決する。但し可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、予め通知された会議の付議事項について、書面をもって評決することができる。この場合は、前項の適用において出席したものとみなす。

第5章 会計

(経費)

第21条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(決算)

第23条 本会の収支は、毎年度、監事の監査を経て、総会の承認を得るものとする。

第6章 個人情報保護に対する取扱い

(個人情報保護の取扱い)

第24条 本会は会員の個人情報保護に関し、以下にあげる事項について、会員が本会に入会している期間及び本会を退会した後も第三者に対して個人情報の開示、提供又は漏洩のないよう適正かつ適切な取扱いを行なう。

(1) 会員個人の自宅の住所、電話番号、FAX番号等

(2) 会員からの申し出による所属事業所名及び住所、電話番号、FAX番号等

2 会員は協会会員の知り得た個人情報に関し、会員が本会に入会している期間及び本会を退会した後も第三者に対して個人情報の開示、提供をしてはならない。

3 会員は協会会員の知り得た個人情報に関し、会員が本会に入会している期間及び本会を退会した後も個人情報を私的な営業活動や営利目的に使用してはならない。

第7章 会則の変更及び委任

(会則の変更)

第25条 この会則を改正するときは、役員会の決議により、総会において議決しなければならない。

(委任)

第26条 この会則に定めるもののほか、この会則の施行について必要な事項は、役員会の協議を経て、別に定める。

附則

1 この会則は、平成15年6月14日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。

2 この会則の施行日以後、最初に選任された役員
の任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

附則

1 この会則は、平成16年6月19日から施行し、平成16年4月1日から適用とする。

附則

1 この会則は、平成17年6月18日から施行し、平成17年4月1日から適用とする。

附則

1 この会則は、平成18年5月28日から施行し、平成18年4月1日から適用とする。

附則

1 この会則は、平成21年5月23日から施行し、平成21年4月1日から適用とする。

附則

1 この会則は、平成22年5月29日から施行し、平成22年4月1日から適用とする。

附則

1 この会則は、平成23年5月28日から施行し、平成23年4月1日から適用とする。

附則

1 この会則は、平成25年5月18日から施行し、平成25年4月1日から適用とする。

附則

1 この会則は、平成26年5月17日から施行し、平成26年4月1日から適用とする。

デビュー!!!! 会員S

早いもので、今年も半分が過ぎてしまいました。ついこの間まで寒くてマフラー、手袋、カイロが手放せなかった日々が嘘のようですね。日差しが強く 30℃ 前後まで気温も上がり、もうすぐあの暑い夏がやって来るのだな～と感じる今日この頃です。

さて、皆さんはどの季節が好きですか？私は海やプールに行ける夏が大好きでしたが、近年の夏の暑さは尋常ではないですね…仕事柄、利用者さんの脱水など体調変化を気にしてしまいます。そのせいか、最近は過ごしやすい春や秋のほうが良いなあ～と、感じ方が変わってきました。心地よい風、澄んだ空、色とりどりの花など…そして何よりも食べ物が美味しい季節です！

話は変わりますが、今年に入り家庭菜園デビューをしました。自宅の敷地のこじんまりしたスペースですが…。思いついたのは4月下旬、構想3日のプロジェクトが始まりました。5月上旬に苗を買いにホームセンターへ。ナス、キュウリ、トマト、オクラをチョイス。理由はというと、「初

心者でも作れるから」と聞いたので…こうしてこの日から、出勤前の水やりとモニタリングの日課が始まりました。野菜作りなんて、中学校時にプランターでトマトを作って以来でしたが、あの頃感覚と違うことに自分でも驚きです！ちっとも楽しく思えなかった作業・観察（モニタリング）が楽しいのです。きっと今なら良い成績が取れたのにね（笑）

花が咲き、実がなり、その実が大きくなるのを観ていると「野菜の成長って早いな～」とつくづく感じてしまいます。この仕事をしていると、なかなか目に見える成果を感じる機会が少ないので草木の成長すら、新鮮に感じてしまうのは少し病んでいるせいでしょうか？（笑）

つい先日、待ちにまった収穫の日がやってきました!!! 野菜たちは皆、売っているものとは比べものにならないほどみずみずしく、収穫したての新鮮野菜を食べられるということはとても贅沢なことだと気づかされました。日々、小さな野菜から大きな幸せを感じている初夏でございます。

事務局

〒331-0823 埼玉県さいたま市北区日進町2丁目1864-10

JS日進 さいたま市社会福祉協議会内 さいたま市介護支援専門員協会

電話 048-782-6839 FAX 048-782-6840

リニューアルしたので見てくださ～い!!

ホームページ

<http://www.saitamashi-keamane.jp>

さいたま市介護支援専門員協会

検索